

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

中部運輸局自動車交通部

令和7年11月5日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官 田中、中野 TEL 052-952-8038 中部運輸局 静岡運輸支局 監査担当 金森、吉住 TEL 054-261-1191

トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所

事業者名:有限会社翔友(代表者:石川由信)

住 所:静岡県静岡市駿河区古宿18

営業所:本社営業所(静岡県静岡市駿河区中島1139-1)

2. 行政処分等の概要

処 分 日:令和7年11月5日 処分内容:①事業停止28日間

> ② 車両使用停止処分414日車 (3両を103日間、1両を105日間の使用停止)

③ 文書警告

3. 監查端緒

当該事業者の運転者が酒気帯びを伴う交通事故を引き起こしたとの情報を入手したことから監査を実施。

4. 主な違反内容及び違反条項

酒酔い・酒気帯び運行の業務をさせていた。 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)

- 5. 違反内容及び違反条項
- (1)事業計画どおりに業務を行っていなかった。 (貨物自動車運送事業法第8条第1項)
- (2) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

- (3) 酒酔い・酒気帯び運行の業務をさせていた。 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)
- (4)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務をさせていた。 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- (5) 点呼を実施していなかった。 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)
- (6) 飲酒運転防止に係る点呼を実施していなかった。 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)
- (7)点呼の記録の記載事項等が不適切であった。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (8)業務の記録の記載事項等が不適切であった。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (9)業務の記録に事実と異なる記載をしていた。 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (10) 運行記録計による記録をしていなかった。 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (11) 運行記録計による記録に事実と異なる記録をしていた。 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)

(12) 運行指示書を作成していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)

(13) 運転者等台帳の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)

(14) 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

(15) 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する飲酒運転防止に係る指導及び監督が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

(16) 国土交通省告示で定める特定の運転者(高齢運転者)に対して事業用自動車の 運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切で あった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

(17) 特定の運転者(高齢運転者)に対する運転適性診断(高齢診断)を実施していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

(18) 業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導及び監督が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)

- 6. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況
 - ・当該行政処分により付された違反点数
 - 当該事業者に付された累積違反点数

5 4 点 5 4 点